

# G X 革新的技術等創出事業補助金交付要領

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本要領は、カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すグリーントランスフォーメーション（以下「G X」という。）の推進に向けて、県内各地域の特性や優位性を生かした県内中小企業のG X 関連産業への参入を促進し、企業価値・競争力の向上を図るため、「G X 革新的技術等創出事業実施要領」に基づき、公益財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター（以下「センター」という。）が、青森県内に事業所を有する中小企業者が行うG X に資する革新的な製品・サービスの開発に係る事業に対し補助金を交付するG X 革新的技術等創出補助事業（以下「補助事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 事業内容及び補助基準

(補助事業の内容及び基準)

第 2 条 センターは、次に定めるところに従って、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、毎年度における予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(1) 補助事業の対象事業

国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、「実行計画」が策定されている14分野のうち、県が推進する次のいずれかの分野において課題の解決に資する革新的な製品・サービスの開発に向けた取組であり、自社技術の事業化を行うために必要なものであって、市場調査、試作品製造、技術開発等を行う事業とする。

- ①洋上風力・太陽光・地熱産業
- ②水素・燃料アンモニア産業
- ③原子力産業
- ④自動車・蓄電池産業
- ⑤半導体・情報通信産業
- ⑥物流・人流・土木インフラ産業
- ⑦食料・農林水産業
- ⑧資源循環関連産業

(2) 補助事業の対象者

次のいずれかに該当するものとする。

- ①県内に本社がある中小企業者
- ②県内に拠点となる事業所及び開発部門を有し、県内で補助対象事業の研究開発し、かつ開発成果の事業展開を行う中小企業者

(3) 定義

この要領において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から⑤までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（⑤に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ③資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（⑤に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ④資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（⑤に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ⑤資本金の額又は出資の総額が別表1で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに別表1で定める数以下の会社及び個人であって、別表1で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- ⑥企業組合
- ⑦協業組合
- ⑧事業協同組合

(4) 補助事業の要件

補助事業の要件は次のすべてに該当することを補助要件とする。

- ①県内において、GXに資する革新的な製品・サービス開発のモデル事例として期待できる取組であること
- ②事業成果の公表に同意していること
- ③パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること
- ④くるみん認定、プラチナくるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること
- ⑤えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

(5) 補助事業の実施期間

一つの事業計画において、事業採択年度の10月1日から2ケ年を限度とする。

(6) 補助事業の対象経費

補助事業の対象経費は、補助対象となる経費であることを明確に区分でき、必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる次に掲げるものとする。

ただし、補助対象経費は、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定でき、交付決定日以降、補助対象期間内の契約・発注により発生した経費とし、証拠書類等によって金額、支払等が確認できることを条件とする。

①講師又は外部専門家に対する謝金

②講師又は外部専門家に対する旅費並びに職員旅費

③事業経費

ア 原材料費

イ 機械装置・工具器具備品費（汎用機器は除く。）

ウ 外注加工費

エ 研究開発費

オ 委託費（その事業の全てを委託するものを除く。）

カ 試作開発費（試作品等の開発に直接従事する従業員が、試作開発に直接従事する時間の給与を含む。）

キ 知的財産取得経費

ク 技術指導受入費

ケ システム構築費（ソフトウェア購入含む）

コ クラウド利用料

サ 会議費

シ 会場借上料

ス 会場整備費

セ 印刷製本費

ソ 資料購入費

タ 通信運搬費

チ 集計・分析費

ツ 調査費

テ 広告宣伝費

ト 翻訳料

ナ 原稿料

ニ 受講料

ヌ 消耗品費

ネ 機器借上料

ノ 借損料

(7) 補助率及び補助限度額

補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	1,000万円

#### (8) 補助事業の採択基準

補助事業は、次の①から⑩までの基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一事業者が同一又は類似の内容で本制度以外の国、地方公共団体、センター等の補助事業や委託事業等へ併願申請している場合は採択しないものとする。

- ①補助事業の実施内容や目標レベルが相当程度高く、開発するGXに資する製品・サービスが革新的であること
- ②補助事業の内容は将来的にも成長が見込まれる市場のものであること
- ③補助事業の実施が確実であり、事業化の熟度が高いこと
- ④補助事業の補助事業期間内にある事業者が新たに申請する場合には、当該実施中の補助事業の成果の検証を十分行っていること
- ⑤補助事業の実施により事業成果の目標達成が見込まれる等の本県の産業振興と地域活性化の効果が高いこと
- ⑥補助事業を円滑に遂行するための経営基盤を有していること
- ⑦補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること
- ⑧パートナーシップ構築宣言の登録企業であること
- ⑨くるみん認定企業又はプラチナくるみん認定企業であること
- ⑩えるぼし認定企業又はプラチナえるぼし認定企業であること

#### (9) 事業成果の目標

補助事業により開発した技術等が補助事業終了後1年以内に製品化され、3年以内に売上成果をあげる。

### 第3章 補助事業の採択、補助金の交付決定及び交付等

(補助事業の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、GX革新的技術等創出補助事業申請書（第1号様式）を別に定める期日までに、センターに提出しなければならないものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 暴力団の排除に関する誓約事項（第3号様式）
- (3) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (4) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
- (5) 直近3期分の決算報告書の写し、又は直近3期分の確定申告書の写し
- (6) その他センター理事長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の採択)

第4条 センターは、前条に基づく申請があった場合は、事業計画書の内容を事前に審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、別に定める外部の有識者から構成されるGX革新的技術等創出補助事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮る補助申請者を決定するものとする。

2 審査委員会は、前項において決定された補助申請者の申請内容について審査を行い、補助金を交付することが適当であると認められるものを採択することとする。

3 センターは、前項において採択された申請内容の補助申請者に対し、GX革新的技術等創出事業費補助金採択決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助事業の採択決定の条件)

第5条 センターは、採択決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助申請者に対して条件を付することができる。

(補助事業の申請の取り下げ)

第6条 補助申請者は、補助金の採択決定の通知を受けた場合において、補助金の採択決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にセンターに対し、書面をもって申し出なければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 採択決定の通知を受けた補助申請者は、別に定める日までにGX革新的技術等創出補助事業交付申請書(様式第5号)及び事業計画書(交付申請用)(第6号様式)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは交付申請書の提出を受けた後、必要に応じて、当該申請書類等の審査及び実地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助申請書に対し、GX革新的技術等創出補助事業交付決定通知書(第7号様式)にて通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターが必要と認めて指示したときは、遅滞なく、GX革新的技術等創出補助事業遂行状況報告書(第8号様式)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、事業計画書に記載された事業の内容、又は経費(第2条第1項(6)の①から③に規定する補助対象経費相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内で経費の配分を変更する場合、及び経費区分毎に20パーセント以内で経費が減少する場合を除く。)を変更しようとするとき、又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめGX革新的技術等創出補助事業計画変更等承認申請書(第9号様式)をセンターに提出して、GX革新的技術等創出補助事業計画変更承認通知書(第10号様式)により、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、新たな条件を付することができるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにGX革新的技術等創出補助事業事故報告書(第11号様式)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめGX革新的技術等創出補助事業中止(廃止)承認申請書(第12号様式)をセンターに提出して、GX革新的技術等創出補助事業中止(廃止)承認通知書(第13号様式)により、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 センターは、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 センターは、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 センターは、前項の補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させることができる。

4 補助金の返還期限は、返還を命じた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されなかったときは、納期の日から翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納に係る金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業が終了した場合、次のいずれかの期日までにGX革新的技術等創出補助事業実績報告書(第14号様式)をセンターに提出しなければならない。

(1) 事業期間が1年の場合

補助事業の採択年度に事業が終了した場合	補助事業が完了した日から起算して30日以内
補助事業の採択年度の翌年度に事業が終了した場合	補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の採択年度の翌年度の10月30日のいずれか早い日

(2) 事業期間が2年の場合

補助事業の採択年度の翌年度に事業が終了した場合	補助事業1年目の分については補助事業の採択年度の翌年度の10月30日までとし、補助事業2年目の分については補助事業が完了した日から起算して30日以内
補助事業の採択年度の翌々年度に事業が終了した場合	補助事業1年目の分については補助事業の採択年度の翌年度の10月30日までとし、補助事業2年目の分については補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の採択年度の翌々年度の10月30日のいずれか早い日

(補助金の額の確定)

第15条 センターは、第14条の実績報告を受けた場合において、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第15号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払及び請求方法)

第16条 センターは、補助金の額の確定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払う。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、センターが定めるGX革新的技術等創出補助事業補助金請求書（第16号様式）により請求を行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第17号様式）により速やかにセンターに報告しなければならない。

2 センターは、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(追跡調査報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業が完了した日の属する事業年度から5年後まで、当該事業年度が終了した日の翌日から2か月以内に、補助を受けた事業の状況を記載した追跡調査報告書（第18号様式）をセンターに提出しなければならない。

## 第4章 その他

### (財産の管理)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（第19号様式）を備え管理するとともに、実績報告書に財産管理台帳を添付しなければならない
  - 3 センターは、補助事業による取得財産等の処分により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を補助事業者に納付させることができる。

### (財産の処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加したセンターが定める財産（以下「取得財産等」という。）をセンターの承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保の用に供し又は廃棄してはならない。
- 2 1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備購入等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する期間）において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等）してはならない。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分する場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（第20号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。なお、センターは、当該承認に際し、財産処分を承認した補助事業者に対し、残存簿価等から算出される金額の全部または一部に相当する金額を納付させることができる。
  - 4 センターは、前項の規定に基づく財産処分の承認において、補助事業者が補助事業の研究開発等の成果を活用して実施する事業に使用するものと認めた場合は、前項に規定する納付を免除することができる。

### (産業財産権等に関する報告)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得又はした場合またはそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、産業財産権等取得等報告書（第21号様式）により、遅滞なくその旨をセンターに報告しなければならない。

(収益納付)

- 第22条 センターは、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収益の状況について、センターの要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第23条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するものとし、すべての証拠書類を整備し、かつ、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

- 第24条 センターは、補助事業の適正を期するために必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

- 第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他必要な事項)

- 第26条 センターは、この要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和7年5月28日から施行する。

別表1（第2条（2）⑤関係）

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人